

「（仮称）北海道幼児教育振興基本方針」  
（素案）

# 目次

---

## はじめに

## 第1章 基本的な考え方

1 方針策定の趣旨	..... P 02
2 方針の性格	..... P 02
(1) 方針の位置付け	..... P 02
(2) 方針の計画期間	..... P 03
(3) その他施策の推進に当たっての留意事項	..... P 03
3 幼児教育をめぐる動向	..... P 04
(1) 幼児教育の意義	..... P 04
(2) 国内の幼児教育をめぐる動向	..... P 04
(3) 要領・指針等及び小学校学習指導要領等の改訂(定)	..... P 05
4 本道の幼児教育の現状と課題	..... P 08
(1) 本道の幼児教育に関する基本データ	..... P 08
(2) 本道の現状と課題	..... P 14
5 本道の幼児教育振興の方向性	..... P 16
(1) 本道の幼児教育振興の方向性	..... P 16
(2) 目標指標	..... P 17
6 推進体制	..... P 18
(1) 主な教育主体の役割	..... P 18
7 施策体系	..... P 19

## 第2章 施策項目

### 方向性1 幼児教育施設等における組織としての取組の充実

施策項目 1	質の高い幼児教育の提供	..... P	22
2	特別な教育的支援を必要とする幼児の教育	..... P	24
3	幼保小連携の推進	..... P	26
4	幼児理解に基づいた評価の実施	..... P	28
5	学校評価等とPDCAサイクル	..... P	30
6	乳児保育、3歳未満児の保育	..... P	32

### 方向性2 保育者の資質能力の向上

施策項目 7	人材の養成・確保	..... P	34
8	研修の充実	..... P	36
9	助言体制の充実	..... P	38

### 方向性3 家庭や地域における教育・保育の充実

施策項目 10	家庭の教育力の向上	..... P	40
11	子育て支援の充実	..... P	42

### 方向性4 幼児教育の振興を支える体制づくり

施策項目 12	研修、助言及び情報提供等の体制整備	..... P	44
---------	-------------------	---------	----

## 資料編

(別途整理)



# 第 1 章 基本的な考え方

## 1 方針策定の趣旨

### 《 幼児教育の意義 》

- 幼児期は、能力開発、身体育成、人格の形成、情操と道徳心の涵養にとって極めて大切な時期であり、この時期における家族・保護者の果たす第一義的な役割とともに、幼児教育・保育の役割は重要です。

### 《 幼児教育をめぐる動向 》

- 近年、子ども子育て支援新制度が導入されるとともに、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、特別支援学校幼稚部教育要領（以下、「要領・指針等」という。）が改訂（定）され、特に、3歳以上の子どもについての幼児教育の共通化が図られたことから、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部といったすべての幼児教育施設の質の向上が求められています。

### 《 幼児教育の対象範囲 》

- 幼児教育は、幼児教育施設だけではなく、家庭、地域等の多様な場において行われています。愛情ある関わりの中で守られているという安心感に支えられ、自発的な遊びを通じて生涯にわたる人格形成の基礎を築いていくために、適切な環境を整え、幼児の心身の調和のとれた発達を促すことが重要です。
- また、幼児教育を行うにあたり、特別な配慮を必要とする子どもや、児童虐待の増加、子どもの貧困などに対応するため、一人一人の子どもの発達過程や特性、身近な環境に配慮した幼児教育の提供が重要です。

### 《 幼児教育の推進体制 》

- こうした課題を踏まえ、本方針では、本道のゼロ歳から小学校等就学前までのすべての子どもを対象とします。これら子どもの育ちを支援する取組は、市町村（首長部局・教育委員会）や幼児教育施設はもとより、幼児教育に関わるすべての者が相互に協力しながらそれぞれの役割を果たしていくことが必要です。
- 本方針は、本道の広域性を踏まえすべての幼児教育施設が質の高い教育を提供するための研修機会の確保や助言体制をはじめ、家庭や地域等、多様な場における幼児教育の充実のための基本的な方向を示し、オール北海道で幼児教育の振興に取り組むため策定します。

## 2 方針の性格

### (1) 方針の位置付け

- 「北海道総合計画」における教育等に関する部分を基本として策定した「北海道総合教育大綱」では、「幼児期からの質の高い教育」や「子育て支援」をはじめ、さまざまな施策を通して「その先の道を切り拓く北海道人」を育成することとしています。本方針は、「北海道総合教育大綱」が目指す「その先の道を切り拓く北海道人」の育成のうち、ゼロ歳から小学校等就学までの子どもの育成のため、本道の幼児教育振興の基本的な方向を示すものです。

- このほか、「北海道教育推進計画」「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」「特別支援教育に関する基本方針」「北海道子どもの貧困対策推進計画」などの関連計画と一体的に政策を進めます。

## (2) 方針の計画期間

- 本方針の計画期間は、平成31年度から34年度までの4年間とします。  
ただし、幼児教育をめぐる状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## (3) その他施策の推進に当たっての留意事項

- 幼児教育の振興に当たっては、幼児教育に携わる者の自主性を十分に尊重します。

注：本方針における言葉の定義

- 「幼児教育」とは、ゼロ歳から小学校等就学前までのすべての乳幼児に対する教育を意味し、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部（以下、「幼児教育施設」という。）における教育・保育はもとより家庭や地域社会など幼児が生活するすべての場において行われる教育を指す。
- 「幼児」とは、狭義では、「幼稚園」又は「特別支援学校幼稚部」に在籍する者を指すが、本方針では、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」における「園児」、「保育所保育指針」における「子ども」又は「乳児」をも含め、ゼロ歳から小学校等就学前までのすべての子どもを指す。
- 「幼児教育施設」とは、幼稚園、保育所、認定こども園及び特別支援学校幼稚部を指す。
- 「小学校等」とは、小学校、義務教育学校及び特別支援学校小学部を指し、「小学校」には義務教育学校を含む。
- 「要領・指針等」とは、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、特別支援学校幼稚部教育要領を指す。
- 「保育者」とは、幼児教育施設において教育に携わる幼稚園教諭・保育士・保育教諭等を指す。
- 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものであることを踏まえ、養護の概念も含む場合には、「教育」ではなく「保育」と記載している。

※ この方針は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に資するものです。

2015年9月、国際連合が、教育を含む相互に連携した17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットから構成する持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）を採択し、2030年までの国際社会全体の開発目標として掲げている。加盟各国はすべての目標に対し、国内実施と国際協力が求められており、日本においてはNPOやNGO、民間企業、地方公共団体も含めた多様な関係者が連携して取組を推進することとしている。

### 3 幼児教育をめぐる動向

#### (1) 幼児教育の意義

- 幼児教育は、子どもたちの生涯にわたる学びと資質能力の向上に寄与するものであり、例えば、
  - ・ 忍耐力や自己制御、自尊心といった社会情動的スキルや、いわゆる非認知的能力といったものを幼児期に身に付けることが、大人になってからの所得の向上や生活保護受給率の低下等の効果をもたらすことを示す国際的な研究成果（ジェームズ・J・ヘックマン「ペリー就学前プロジェクト」など）
  - ・ 幼少期の運動経験や好き・きらいがその後の運動習慣や体力・運動能力に大きな影響を与えていることを示唆する調査結果（文部科学省「平成26年度 体力・運動能力調査」）
  - ・ 親から理解されている、愛されているという感覚を持っている子どもは自己肯定感が高いとの分析結果（内閣府「平成25年度 我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」）
  - ・ 家庭の教育的・経済的条件にかかわらず、自然の中での遊びや外遊び等、子どもの頃の体験活動の機会が多かった子どもは、自己肯定感が高い傾向が見られるとする調査結果（国立青少年教育振興機構「子供の頃の体験がはぐくむ力とその成果に関する調査研究」）などの調査研究結果が出されています。

#### (2) 国内の幼児教育をめぐる動向

- 国は、平成18年の教育基本法の改正において、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること。そして、幼稚園や家庭における教育のみならず、地域社会において幅広く行われる教育も含めた幼児期の教育の重要性を規定しました。
- また、急速な少子化の進行や、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、さらに、幼児期の教育の重要性等に鑑み、子ども・子育てをめぐる様々な現状や課題を解決するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を制定しました。この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく子ども・子育て支援新制度が平成27年4月からスタートしています。
- さらに、平成29年3月には幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、4月には特別支援学校幼稚部教育要領が改訂され、3歳以上の子どもについての幼児教育の共通化が図られました。また、同じく3月の小学校学習指導要領、4月には特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（以下、小学校学習指導要領等）という。）が改訂（定）され、幼保小の教育課程の接続が一層求められることとなりました。要領・指針等については平成30年度から実施、小学校学習指導要領及び特別支援学校小学部の学習指導要領については平成32年度から実施されます。

こうした動向を踏まえ、全ての子どもが健やかに成長するよう、質の高い幼児教育を提供することが、本道において一層求められています。



### (3) 要領・指針等及び小学校学習指導要領等の改訂（定）

#### ア 改訂（定）の趣旨の主なもの

##### 【幼児教育施設共通】

- ・ 「幼児期において育みたい資質・能力」を明確にしたこと〔下記イ参照〕
- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確にしたこと〔下記ウ参照〕
- ・ 「小学校教育との接続に当たっての留意事項」の項目を新たに設けたこと
- ・ 「幼児理解に基づいた評価の実施」の項目を新たに設けたこと

##### 【幼保連携型認定こども園教育・保育要領】

- ・ 乳児期及び満1歳以上満3歳未満の保育に関する視点及び領域、ねらい及び内容並びに内容の取扱いを新たに記載したこと〔下記エ参照〕
- ・ 幼保連携型認定こども園の教育と保育が一体的に行われることを、新教育・保育要領の全体を通して明確に記載したこと
- ・ 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成及び内容の充実に関して、明確に記載したこと

##### 【保育所保育指針】

- ・ 乳児期及び満1歳以上満3歳未満の保育に関する記載を充実したこと〔下記エ参照〕
- ・ 幼児教育を積極的に位置付けたこと
- ・ 「子育て支援」の章を新設し、記載を充実したこと
- ・ 研修機会の確保・充実など、職員の資質向上に関する記載を充実したこと
- ・ 養護と教育の一体性について、総則に記載したこと

##### 【小学校学習指導要領等】

- ・ 初等中等教育の一貫した学びを充実させるため、小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」を充実させるとともに、幼小、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習を重視したこと

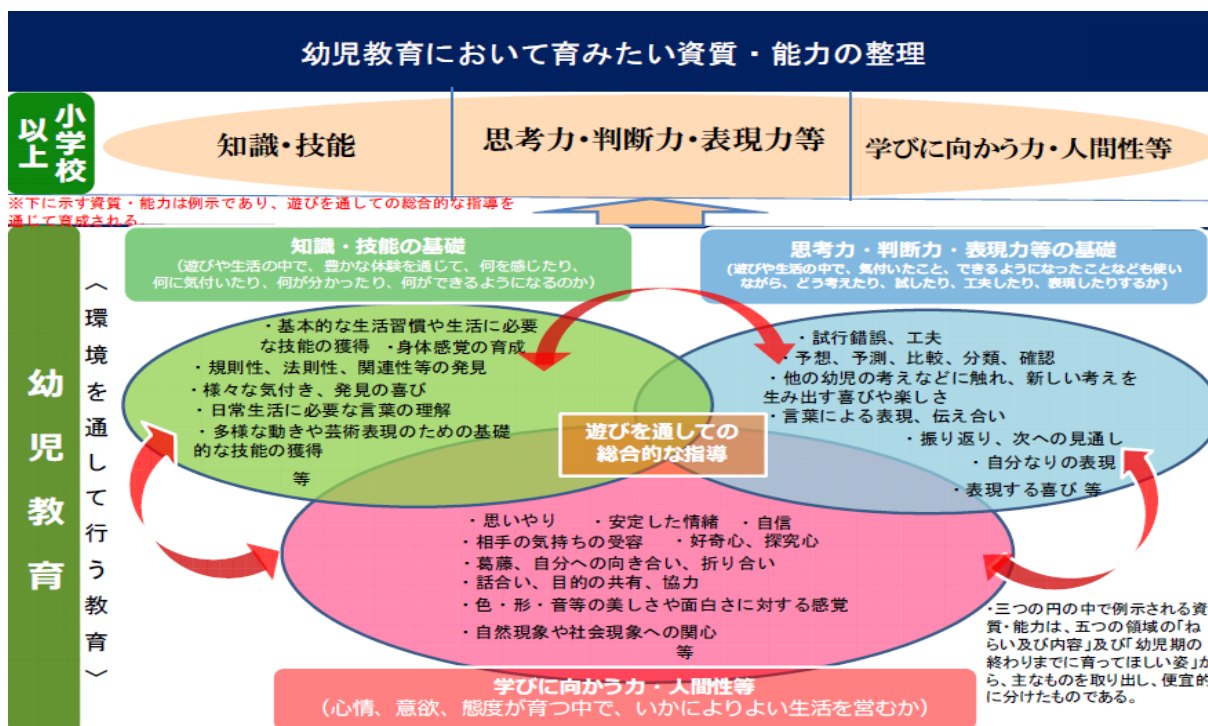
#### イ 幼児教育において育みたい資質・能力

- 今般の要領・指針等の改訂においては、幼児期から高等学校教育までを通じて育成を目指す資質・能力について、
  - ①「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」
  - ②「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」
  - ③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」の三つの柱として整理し、こうした資質・能力を社会や世界との接点を重視しながら育成する「社会に開かれた教育課程」の実現を求めています。
- 幼児教育においては、幼児期の特性から、この時期に育みたい資質・能力について、小学校以降のような、いわゆる教科指導で育むのではなく、幼児の自発的な活動である遊びや生活の中で、感性を働かせてよさや美しさを感じ取ったり、不思議さに気付いたり、できるようになったことなどを使いながら、試したり、いろいろな方法を工夫したりすることなどを通じて育むことが重要であるとしています。

このため、資質・能力の三つの柱について、

- ① 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識・技能の基礎」
  - ② 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力・判断力・表現力等の基礎」
  - ③ 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力・人間性等」
- として整理しています。

○ また、幼児教育において育みたい資質・能力は、個別に取り出して身に付けさせるものではなく、遊びを通しての総合的な指導を行う中で一体的に育てていくことが重要です。

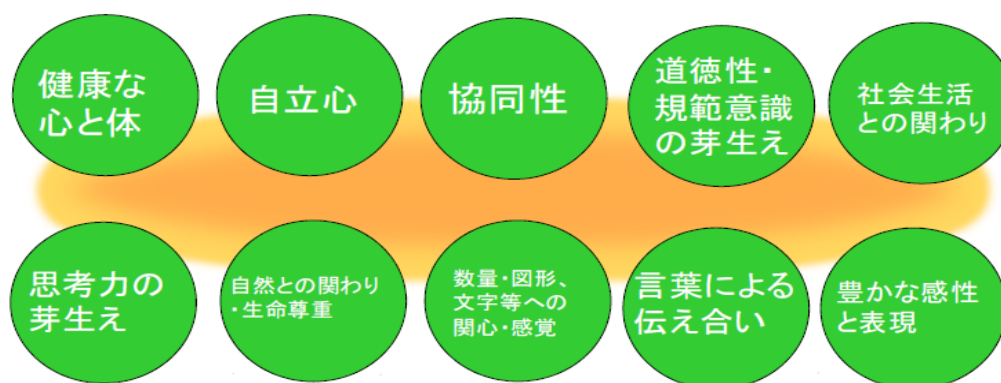


(中央教育審議会幼児教育部会における審議のとりまとめ資料)

## ウ 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

- 要領・指針等に示す5つの領域は、幼児教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたねらいと、ねらいを達成するために指導する事項である内容を幼児の発達の側面から「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」としてまとめたものです。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、これら5領域の内容等を踏まえ、特に5歳児の後半にねらいを達成するために、保育者が指導し幼児が身に付けていくことが望まれるものを抽出し、具体的な姿として整理したものであり、それぞれの項目が個別に取り出されて指導されるものではありません。もとより、幼児教育は環境を通して行うものであり、とりわけ幼児の自発的な活動としての遊びを通して、これらの姿が育っていくことに留意する必要があります。

## 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の整理イメージ



(中央教育審議会幼児教育部会における審議のとりまとめ資料)

### Ⅰ 乳児期及び満1歳以上満3歳未満の保育に関するねらい

○ 上記ウに掲げる「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、5歳児だけでなく、3歳児、4歳児においても、これを念頭に置きながら5領域にわたって指導が行われることが望まれます。

さらに、3歳未満児についても、下記のねらいを踏まえ、それぞれの時期にふさわしい指導の積み重ねを行うことが、この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」につながっていくことに留意する必要があります。

#### (a) 乳児期の保育に関するねらい

##### i 健やかに伸び伸びと育つ

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う。

##### ii 身近な人と気持ちを通じ合う

受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培う。

##### iii 身近なものと関わり感性が育つ

身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培う。

#### (b) 満1歳以上満3歳未満の保育に関するねらい

##### i 健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

##### ii 人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

##### iii 環境

周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

##### iv 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうと

する意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

✓ 表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

## 4 本道の幼児教育の現状と課題

### (1) 本道の幼児教育に関する基本データ

本道の幼児教育に関する各種データは次のとおりです。

#### ア 0～5歳児の道内人口

(平成27年国勢調査)

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
35,214	36,166	37,315	38,179	39,136	39,750	225,760

#### イ 幼児教育施設数

(平成29年5月現在)

種別	幼稚園		特別支援学校幼稚部		認定こども園※		保育所		計	
	国公立	私立	国公立	私立	公立	私立	公立	私立	国公立	私立
施設数	55	333	12	0	49	235	262	475	378	1,043
	388 (27.3%)		12 (0.8%)		284 (20.0%)		737 (51.9%)		1,421	

※認定こども園には、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園を含む、以下同じ。

- 道内における施設構成は、幼稚園が27.3%、認定こども園が20.0%、保育所が51.9%となっています。また、札幌市(所管)を除く施設数は1,103で、全体の約8割となっています。
- 幼稚園は国公立55園、私立333園、認定こども園は公立49園、私立235園(学校法人、社会福祉法人立含む)、保育所は公立262園、私立475園となっています。

#### ウ 幼児教育施設毎の在籍幼児数

(平成29年5月現在\*)

	幼稚園	特別支援学校幼稚部	認定こども園	保育所	計
園児数	45,060	57	17,035	55,678	117,773

\*認定こども園、保育所は平成29年4月現在

#### エ 待機児童数

- 毎年4月における待機児童数は、平成27年が182人、28年が94人、29年が65人と減少しており、7割程度が3歳未満児となっています。

#### オ 保育者数

(平成29年5月現在\*)

	幼稚園	特別支援学校幼稚部	認定こども園	保育所	計
保育者数	3,925	46	3,333	9,647	16,951

\*認定こども園、保育所は平成28年10月現在

※「子ども・子育て支援新制度」により設置された幼保連携型認定こども園では、

保育士資格と幼稚園教諭免許を併有する保育教諭を置くこととなっている。

- 幼稚園及び特別支援学校教諭、保育士、保育教諭の総数は、16,951人となっています。また、札幌市（所管）を除く保育者数は11,866人で、全体の約7割となっています。

## カ 市町村における幼児教育の推進体制（平成29年度調査、調査結果は札幌市を除く）

### (a) 幼児教育施設の設置状況

	幼稚園		認定こども園								保育所		計	いずれも設置なし
			幼稚園型		幼保連携型		保育所型		地方裁量型					
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立		
設置市町村数(a)	33	68	1	19	12	35	23	16	0	2	110	49	169	9
設置率	18.5%	38.2%	0.6%	10.7%	6.7%	19.7%	12.9%	9.0%	-	1.1%	61.8%	27.5%		
aのうち当該施設種のみ設置(b)	7	0	0	0	10	5	14	3	-	0	25	4	68	-
bのうち市町村内に1施設のみ	3	0	0	0	9	4	13	3	-	0	17	2	51	-

※ 保育所は、「認可保育所」のみを掲載。

※ 幼稚園型認定こども園：認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。

※ 幼保連携型認定こども園：幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ

※ 保育所型認定こども園：認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どものも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

※ 地方裁量型認定こども園：幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

- 一種類の施設のみを設置する市町村数は68で、うち、市町村内に1施設しかない市町村数は51あります。
- 幼児教育施設がない市町村数は9となっています。（但し、へき地保育所等を設置）

### (b) 担当部局の状況

担当部局		幼稚園		認定こども園								保育所	
				幼稚園型		幼保連携型		保育所型		地方裁量型			
		公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
担当部局	首長部局	2	24	0	19	5	28	21	15	-	2	100	45
	教育委員会	27	32	1	0	7	4	2	1	-	0	9	4
	双方	4	12	0	0	0	3	0	0	-	0	1	0
	計	33	68	1	19	12	35	23	16	-	2	110	49

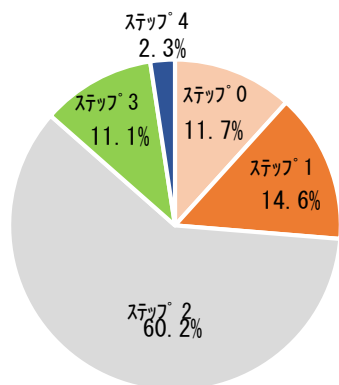
※1 「担当部局」は、該当する幼児教育施設を主に所管している部局について照会したもの。

※2 「担当者職種」は、当該担当部局において主に担当となる職種について照会したものであり、「複数回答可」としている(単位は「市町村数」)。

- 認定こども園及び保育所については、公私を問わず多くの市町村で首長部局が所管しています。他方で、一部教育委員会が担当している市町村もあります。
- 幼稚園については、公私ともに教育委員会が所管している市町村が一定数あります。私立については、首長部局の所管が一定数あるとともに、公立についても、首長部局で担当している例も見られます。
- なお、公立幼稚園を首長部局が、公立保育所を教育委員会が担当している市町村のうち、

洞爺湖町や富良野市のように幼保一元化して担当する部署が設置されている自治体があり、幼児教育施設の設置状況及びその所管形態が市町村によって多様な状況になっていることがうかがえます。

(c) 幼保小接続の状況



※道教委調べ

連携から接続へと発展する大まかな目安

ステップ 0	連携の予定・計画がまだない。
ステップ 1	連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。
ステップ 2	年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。
ステップ 3	授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。
ステップ 4	接続を見通して編成・実施された教育課程について、実施結果を踏まえ、更によりものとなるよう検討が行われている。

(平成22年11月11日「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力会議」で示された目安)

- ステップ0～2と回答した市町村数は148（86.5%）であり、ステップ4と回答した市町村は4（2.3%）となっています。

キ 幼児教育施設における質の向上への取り組み

(a) 園外研修（道教委主催の主なもの※）への参加状況

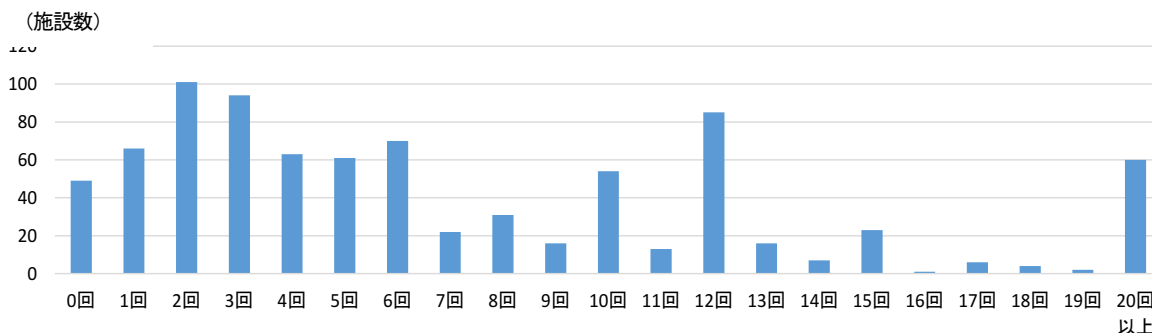
(単位：%)

	幼稚園			認定こども園								保育所			合計	
	公立	私立	計	幼稚園型		幼保連携型		保育所型		地方裁量型		計	公立	私立		計
				公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立					
幼稚園新採用研修	100	80.5	82.4	100	71.4	100	59.5	12.5	27.8	-	0	58.8	15.2	35.3	20.6	61.2
中堅教員等資質向上研修	33.3	26.4	28.0	0	20.0	0	18.6	0	31.6	-	0	18.6	7.0	10.4	8.9	17.7
幼稚園教育園長等指導者会議	33.3	10.1	13.6	50.0	16.7	0	6.3	0	18.8	-	0	9.7	2.9	8.3	4.3	10.7

- 初任研の参加率は公立幼稚園で100%、私立幼稚園で80.5%、認定こども園で58.8%、保育所で20.6%となっていますが、中堅研修では、公立幼稚園で33.3%、私立幼稚園で26.4%、認定こども園は18.6%、保育所は8.9%、指導者研修では公立幼稚園で33.3%、私立幼稚園で10.1%、認定こども園で9.7%、保育所で4.3%となっています。

※ 道教委主催研修は、札幌、旭川など道内1又は2会場のみで実施、かつ、保育所は29年から対象としたことに留意。なお、園外研修には幼児教育団体等が行うものも多くある。

(b) 園内研修の実施回数

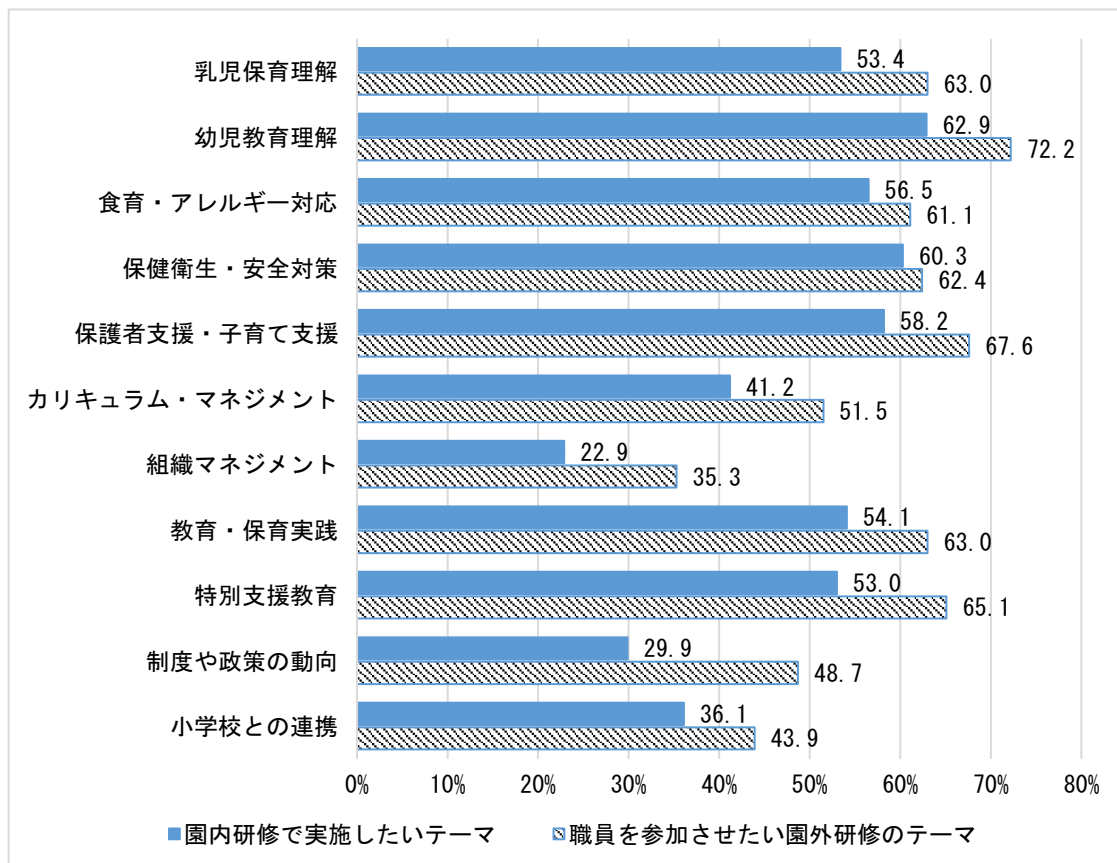


		公/私	回答数	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回	13回	14回	15回	16回	17回	18回	19回	20回以上	
幼稚園	公立		44	0	2	2	2	0	2	0	1	3	1	6	0	6	3	0	5	0	1	0	0	10	
	私立		173	12	20	26	32	12	12	19	0	10	0	7	0	15	1	1	2	0	2	0	0	2	
幼稚園計			217	12	22	28	34	12	14	19	1	13	1	13	0	21	4	1	7	0	3	0	0	12	
認定こども園	幼稚園型	公立	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		私立	28	0	2	2	8	1	1	3	1	0	0	0	2	0	1	0	0	2	0	0	0	0	5
	幼保連携型	公立	13	0	1	1	1	1	0	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1
		私立	94	6	5	8	7	2	6	10	6	1	5	11	2	11	0	1	1	1	1	0	1	0	10
	保育所型	公立	21	0	3	6	5	1	2	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		私立	44	3	2	7	3	1	3	6	1	0	0	2	0	8	1	1	2	0	0	0	0	1	3
	地方裁量型	公立	0																						
		私立	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
認定こども園計			205	9	13	25	24	6	12	23	9	3	5	17	3	22	1	2	7	1	1	1	1	20	
保育所	公立		218	23	18	28	18	21	16	12	5	7	1	17	6	30	3	1	3	0	2	0	0	7	
	私立		204	5	13	20	18	24	19	16	7	8	9	7	4	12	8	3	6	0	0	3	1	21	
保育所計			422	28	31	48	36	45	35	28	12	15	10	24	10	42	11	4	9	0	2	3	1	28	
合計			844	49	66	101	94	63	61	70	22	31	16	54	13	85	16	7	23	1	6	4	2	60	

- ・ 研修回数の分布を見ると、2回が最も多く、また0～6回の分布が大半を占めています。
- ・ また、施設形態別に研修実施回数を見ると、公立幼稚園では年20回以上が最も多く、その他10回、12回と続いています。

一方、私立幼稚園では、年3回が最も多く、続いて2回が多くなっています。認定こども園においては、2回、3回、6回、12回、20回以上がそれぞれ同程度となっています。また、保育所では、2回、4回、12回がそれぞれ10%程度を占め、その後3回、5回が多くなっています。

(c) 実施又は参加したい研修内容



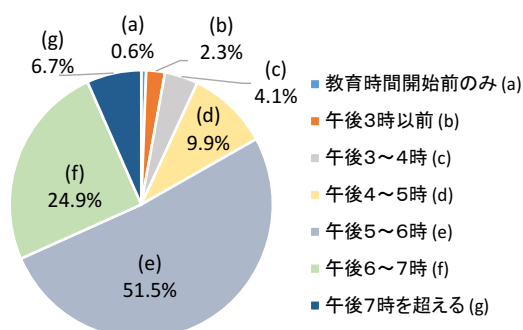
- 園内研修で実施したいテーマについては、幼児教育理解が62.9%、保健衛生・安全対策が60.3%、保護者支援・子育て支援が58.2%などとなっています。
- 職員を参加させたい園外研修については、幼児教育理解72.2%、保護者支援・子育て支援67.6%、特別支援65.1%、教育・保育実践63.0%など、ニーズが高くなっています。

(d) 預かり保育の実施状況

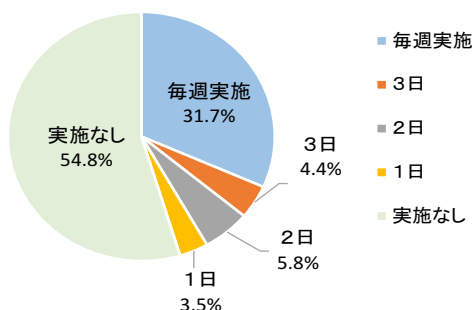
	幼稚園			認定こども園				合計	
	公立	私立	計	幼稚園型		幼保連携型			
				公立	私立	公立	私立		
実施した	79.5%	98.9%	95.0%	100%	100%	92.9%	95.9%	96.6%	95.6%
実施していない	20.5%	1.1%	5.0%	0%	0%	7.1%	4.1%	3.4%	4.4%

- 預かり保育は、公立幼稚園で79.5%、私立幼稚園で98.9%、認定こども園で96.6%が実施しており、また、5日間実施の割合は全体で89.1%となっています。さらに、実施時間帯については、午後5時から6時が51.5%、午後6時から7時が24.9%と高くなっています。

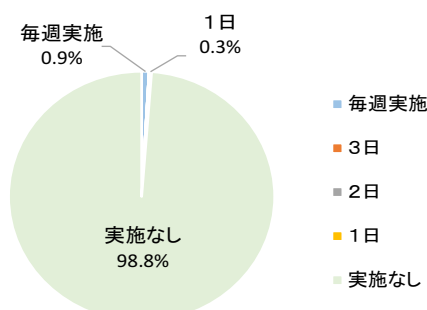
預かり保育の実施時間帯



土曜日における預かり保育の実施回数



日曜日における預かり保育の実施回数



- 土曜日における預かり保育の月当たり実施回数は、0日（実施せず）が54.8%で最も多く、次に4日（毎週実施）が31.7%となっており、また、日曜日における預かり保育の月当たり実施回数は、0日（実施せず）が98.8%となっています。

	幼稚園		認定こども園				保育所									
	公/私	割合	幼稚園型		幼保連携型		公立	私立								
			公立	私立	公立	私立										
割合	公立	28.6%	私立	89.5%	公立	33.3%	私立	100%	公立	69.2%	私立	86.0%	公立	39.2%	私立	89.5%
施設計	79.2%		86.3%				82.1%									

- 夏季、冬季、春季休業中いずれも預かり保育を実施している公立幼稚園は28.6%、私立幼稚園で89.5%、認定こども園で86.3%となっています。



## 幼児教育施設の教育の質に関する意見

道及び道教委では、主催事業を通じて幼児教育施設の保育者や小学校教員等に各種アンケートを実施しています。以下には、その中から、教育の質に関する意見の主なものをお示しします。（H29「幼児教育を語る会」の参加者700人、及びH29「幼児教育相談員派遣事業」を活用した160人に対するアンケート調査結果から抜粋したもの）

### 【幼児教育施設等における組織としての取組の充実に関すること】

#### （育みたい資質・能力関連）

- ・ 意欲、協調性、思いやりなど非認知的能力に欠けた子どもが多くなっているような気がする。
- ・ 教材研究や環境構成について他の保育士の保育を見る機会が少なく自信がない。
- ・ 教材など、マンネリ化を感じるので、新しいものを取り入れる場がほしい。
- ・ 研修に参加して初めて、小学校教育の前倒しが求められているのではないことがわかった。

#### （カリキュラム・マネジメント、PDCA関連）

- ・ 保育の記録、要録の記載の仕方について難しいので学びたい。
- ・ 職員の入れ替わりが多く、保育の技量の伝承が課題となっている。
- ・ 短時間のパートのためか、保育内容（計画）があまり詳しく知らされず、不安がある。
- ・ 幼児期の終わりまでに育てほしい姿と3つの資質・能力を育てるため、0歳児の保育から連動して、年間行事の在り方などの見直しも必要と感じる。
- ・ 日々の保育に追われ、保育所保育指針をじっくり読むことができずにいた。

#### （小学校等との接続・連携関連）

- ・ 小学校との連携はとても大切だが難しい。学校には転勤もあり、各教員で考え方も違うことから、合同で行う研修の機会がもっとあればよいと思う。
- ・ 幼小の連携について、交流の機会はあるが、内容面の深まりが十分でない。困るのは子どもたちなので、考え方の共有をしたい。
- ・ 小学校の引継ぎの工夫や要録も提出しているが、どこまで要録が小学校で活用され、どのような記録の仕方がよいか考えさせられる。
- ・ 小学校とカリキュラムの連携を充実していきたい。
- ・ 小学校では、なかなか幼保とのつながりを意識できる時間がない。
- ・ 小学校との交流は始まったが、幼児教育施設間の連携がない。
- ・ 幼児教育施設の活動を知ることは、スタートカリキュラムを作成する際に重要だ。

### 【幼児教育の質の向上に関すること】

#### （養成・確保関連）

- ・ 若い保育士への指導に難しさを感じる。
- ・ 1年目や2年目でも担任にせざるを得ないので、どのように経験を積ませていくのか悩んでいる。
- ・ 人が少なく、研修への参加が難しい。

- ・ 多忙なため、一人一人の子どもの見取りが十分できない。例えば、子どもの様子を写真にとって活動の記録や園内の研修に役立てることなどに手が回らない。
- ・ 認定こども園になって、研修の時間の確保が課題となっている。

(研修関連)

- ・ ベテランの先生が若手保育士の手本になることができていない。環境構成の在り方について教えてほしい。
- ・ 少人数のため、保育者が固定化され、研修の機会が少なく向上心も低下してくる。保育者の質を高める研修の場がほしい。
- ・ 協議やワークショップなどの機会が多くあればよい。
- ・ 30年度に新しい保育指針に沿って年間指導計画を作成する際にまた疑問点が出てくると思うので、こういう（研修の）機会があるとよい。
- ・ 特別支援について、自園でもスタートしたばかりなので、研修の機会がほしい。

(助言関連)

- ・ 自己研鑽の機会が少ない。
- ・ 保育所では、保育参観をしてもらう経験が少ないので実践の仕方を教えてほしい。
- ・ リフレッシュも含め、職員が楽しめる研修を行いたいと考えるが、園内研修の在り方を教えてほしい。

【家庭や地域における教育・保育の充実に関すること】

- ・ 保護者対応についての事例や子育てアドバイスの実践に向けた研修講座があると助かる。
- ・ 連絡帳の書き方など、保護者への対応にまだまだ不安がある。
- ・ 気になる子どもの保護者への伝え方について知りたい。
- ・ 中学校の生徒の表面的な人間関係が気になる。幼・小でトラブル時に保護者が介入し、子ども同士の解決をさせていないのではないか。
- ・ 多様な子育て観をもつ保護者に対し、園の方針等を伝えたり、発達の段階に即した指導の在り方を説明したりすることが難しくなっている。

(2) 本道の現状と課題

- 近年、少子化、核家族化など社会環境の変化に伴い、子どもの基本的な生活習慣の欠如や規範意識の不足、コミュニケーション能力や運動能力の低下のほか、保護者の子育てに対する不安感、負担感が増えているなどの問題も指摘されており、人格形成の基礎となる幼児期の教育の重要性が高まっています。
- また、幼児の生活体験の不足等から、基本的な技能等が身に付いていなかったり、幼児教育と小学校教育との接続が十分であるとはいえないなどの課題も見られます。
- 要領・指針等の趣旨を踏まえた教育活動が展開されることが重要です。

○ また、前項に掲げる調査結果や各種事業に際してのアンケート結果等から、特に、本道においては次のような課題が見られます。

【幼児教育施設等における組織としての取組の充実に関すること】

- 公立幼稚園を設置する市町村は少ないが、公立私立の別にかかわらず、市町村内の幼児教育施設と小学校等との一層の連携・接続が必要です。
- 6割の小学校で、『域内の幼児教育施設の意見を踏まえてスタートカリキュラムを作成している』としている一方、幼保小連携の段階についての調査においては『年数回の授業、行事、研究会などの交流を行っているが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。』とする市町村が6割に上るなど、連携・接続の趣旨が十分理解されていない可能性があります。

【保育者の資質能力の向上に関すること】

- 本道は規模の小さな自治体が多く、また、幼児教育施設を複数持たない自治体が多いことなどから、幼児教育施設の職員が日常的に他の施設と交流するなどの機会が少ない状況にあります。このことから、意図的に、幼児教育施設間の交流や情報交換の機会を確保することが必要です。
- 幼児教育施設のうち、特に、週6日開所の施設や、預かり保育を実施する施設においては、研修に要する時間の確保が困難であることが考えられます。また、既存の研修は札幌など都市部のみで開催されるものが多いことなどから、身近な地域において研修の機会が確保されることが必要です。

【家庭や地域における教育・保育の充実に関すること】

- 本道はひとり親世帯の割合が継続して全国を上回っている状況にあり、子育てについての悩みや不安を抱える家庭が身近に相談したり学んだりすることのできる施設や機会が必要です。
- 乳児期から就学時までを見通した教育・保育が求められており、幼児教育施設における子育て支援はもとより、保護者が教育や保育についてしっかり学ぶことが必要です。また、そうした保育者の取組や保護者の学びを地域人材や関係機関等が支えることが重要です。

【幼児教育の振興を支える体制づくりに関すること】

- 各市町村における所管について、幼稚園については教育委員会、保育所及び認定こども園は首長部局で担当している自治体が多いものの、幼稚園についても首長部局で担当したり、保育所及び認定こども園についても教育委員会が担当するなどして、幼児期の業務を一元化したり、首長部局と教育委員会が緊密な連携を図りながら施策を進めている自治体もあります。このように首長部局及び教育委員会間で連携強化に取り組んできた自治体における幼児教育の振興の成果と課題を共有することが必要です。
- 園内研修を支援するためのアドバイザー制度を有している自治体は2市町村のみであり、また、幼児教育センターを設置しているのは札幌市のみです。さらに、部局間の連携により研修等の体制を整備している市町村は15のみであり、体制を整備する予定もないと回答した市町村は124となっています。

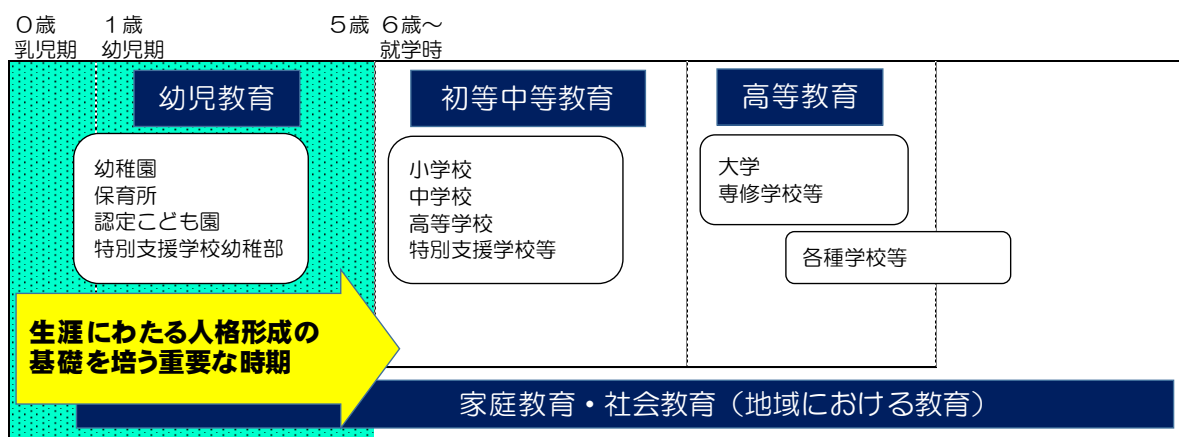
ただし、この124市町村のうち50市町村では、市町村内に一種類の幼児教育施設しか置かれていない又は幼児教育施設が未設置の自治体です。このように、市町村単位では、十分な研修及び助言体制を提供することは困難な場合が多く、北海道としても支援が必要です。

- 北海道とすべての市町村が幼児教育に対する理解を一層深めるとともに課題を共有し、意図的・計画的に施策を進めていくことが必要です。

## 5 本道の幼児教育振興の方向性

### (1) 本道の幼児教育振興の方向性

北海道では、能力開発、身体育成、人格の形成、情操と道徳心の涵養にとって極めて大切な幼児期の教育活動の充実をはじめ、オール北海道で幼児教育の振興を図るため、幼児期を対象とした基本方針を策定します。



道内のすべての幼児教育施設、並びに家庭・地域における質の高い教育の提供のため、次のとおり、幼児教育の充実に取り組みます。

【 **方向性1** 幼児教育施設等の組織としての取組の充実を図ります 】

- ◇ すべての幼児教育施設で、要領・指針等の改訂の趣旨を踏まえた教育活動が展開されることを目指します。
- ◇ 幼児教育施設と小学校等との連携・接続の一層の強化を目指します。

【 **方向性2** 保育者の資質能力の向上を図ります 】

- ◇ 道内に点在するすべての幼児教育施設が活用しやすい研修体制、助言体制を目指します。
- ◇ 高い専門性と職業倫理によって教育活動を支える保育者の方々の取組をオール北海道で支えます。

【 **方向性3** 家庭や地域における教育・保育の充実を図ります 】

- ◇ 幼児教育施設だけでなく、家庭、地域並びに、教育・保育、福祉及び保健等の業務を行う関係機関との連携を図るほか、心理や保健の専門家、医療機関なども含めオール北海道で幼児期の子どもの育成に努めます。

【（上記方向性1～3を柱に）幼児教育の振興を支える体制づくりを進めます】

- ◇ 道・市町村における首長部局と教育委員会との連携の強化を目指します。
- ◇ 北海道として、広域的横断的な施策の推進を目指します。

## (2) 目標指標

上記(1)に掲げる「方向性」をオール北海道で共有し、施策を着実に推進するため、下記のとおり目標指標を設定する。方針の推進にあたっては、この指標を用いて進捗状況を管理します。

なお、指標は、「方向性」を牽引する項目を選定し設定しています。

### 方向性1 幼児教育施設等における組織としての取組の充実を図ります。

【指標1】各市町村における首長部局と教育委員会との連携による幼児教育施設と小学校との連携・接続の一層の強化を目指します。

目標指標	基準年度 H29	目標年度 H34
(例) 域内の幼稚園、認定こども園及び保育所、並びに小学校間の意見交換や合同の研修会の機会を設けている市町村の割合		

【指標2】幼児教育施設と小学校との継続的・計画的な連携・接続を目指します。

目標指標	基準年度 H29	目標年度 H34
(例) 域内の幼稚園、認定こども園及び保育所の意見を踏まえて小学校入学後のスタートカリキュラムを編成している小学校の割合		

### 方向性2 保育者の資質能力の向上を図ります。

【指標3】道内に点在するすべての幼児教育施設が活用しやすい研修体制を目指します。

目標指標	基準年度 H29	目標年度 H34
(例) 遠隔システムやオンデマンド教材の活用により、各管内で受講することのできる研修の割合		

【指標4】道内に点在するすべての幼児教育施設が活用しやすい助言体制を目指します。

目標指標	基準年度 H29	目標年度 H34
(例) 要請のあった幼児教育施設に対して助言等を行うことのできる幼児教育の専門性を有する人材の数		

### 方向性3 家庭や地域における教育・保育の充実を図ります。

【指標5】

目標指標	基準年度 H29	目標年度 H34
(例) 多くの親が集まる機会を活用した子育て講座の実施状況		

## 6 推進体制

### (1) 主な教育主体の役割

#### ア 北海道

- ◇ 知事部局及び教育委員会、並びに関係機関等との連携により、道内の諸課題の解決を図ります。
- ◇ 特に、広域な本道において、いずれの地域・施設においても質の高い教育が提供されるよう、保育者の研修及び助言体制の整備、並びに幼児教育に関する施策の一層の充実のための調査研究等を行います。
- ◇ 本方針をはじめ、幼児教育に関わる理解促進のための情報発信等を担います。

#### イ 市町村

- ◇ 首長部局及び教育委員会、並びに関係機関等との連携により、自治体内の諸課題の解決が求められます。
- ◇ 自治体内の幼児教育施設や小学校と合同の研修、引継ぎ体制など、小学校教育への円滑な接続のための仕組みづくりが求められます。
- ◇ 家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策が求められます。

#### ウ 幼児教育施設

- ◇ 要領・指針等に基づいた教育課程等の編成と計画的なカリキュラム・マネジメントを確立し、質の高い教育の提供が求められます。
- ◇ 評価を通じて園運営の改善に努めるとともに、園内研修及び園外研修を積極的かつ計画的に行い、保育者の専門性の向上を図ることが求められます。

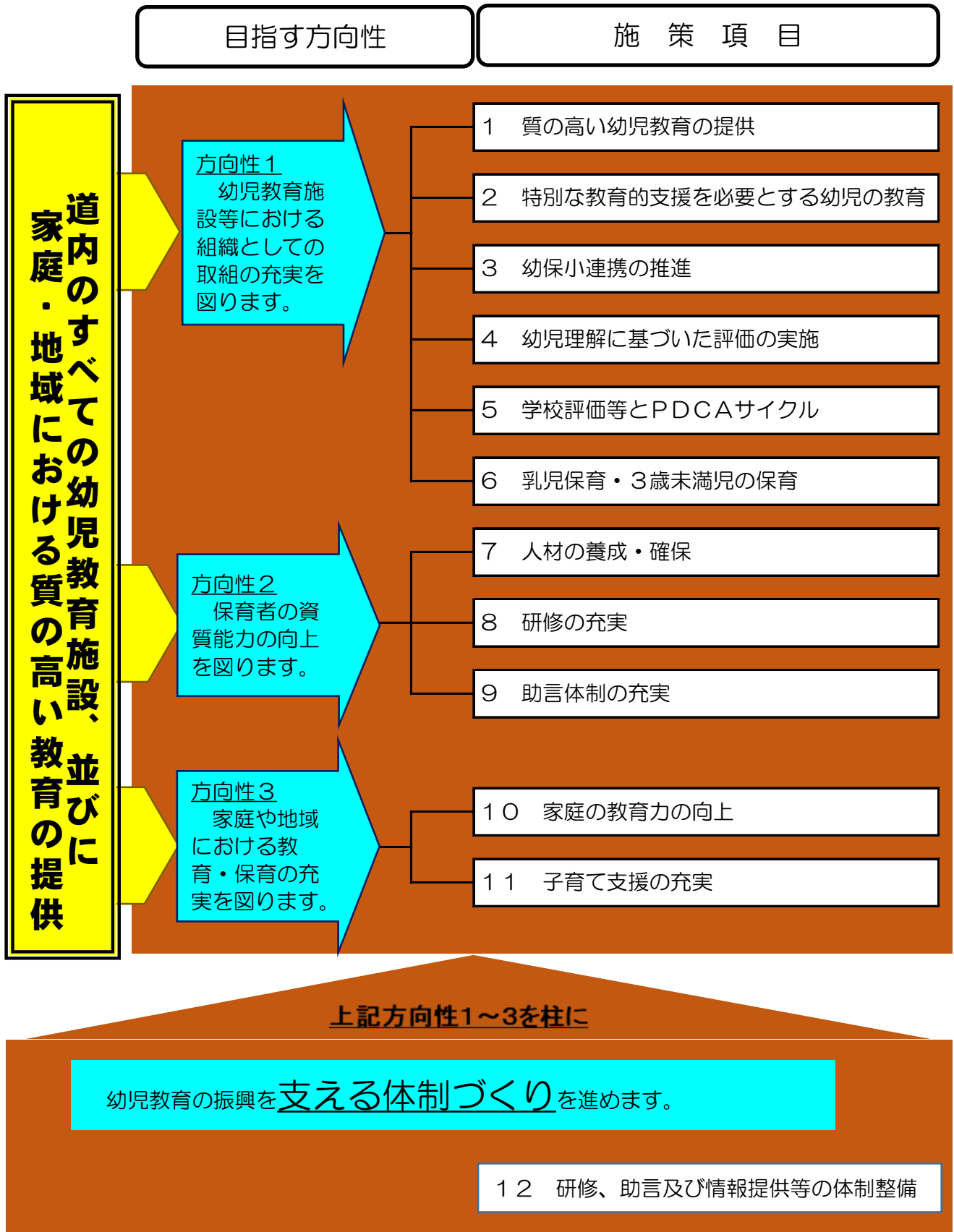
#### エ 小学校、特別支援学校

- ◇ 教育課程の編成に当たっては、小学校学習指導要領等に基づいた、学校段階間及び幼稚園・小学部段階間の接続が求められます。
- ◇ 幼児教育施設との連携・接続を一層の強化が求められます。

#### オ 地域、家庭

- ◇ 保育者の養成機関のほか、PTAや社会教育団体をはじめ地域住民が、保護者や保育者の教育を支えるとともに、幼児や保護者が地域とつながりをもつことができるよう地域における取組の充実が求められます。
- ◇ 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有しています。保護者には、子どもたちが生活のために必要な習慣を身に付けることや、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが求められます。

## 7 施策体系







## 第2章 施策項目

## 施策項目1 質の高い幼児教育の提供

### 現状と課題

- 幼児教育において育みたい資質・能力は、自然に触れ合ったり幼児同士で関わり合ったりしながら幼児の自発的な活動である遊びを通しての総合的な指導の中で、一体的に育んでいくものであり、教育内容等の改善を通じてさらに充実を図り、小学校等以降の学びにつなげていくことが求められる。
- 幼児期において、探究心や思考力、表現力等に加えて、感情や行動のコントロール、粘り強さ、協調性等、社会情動的スキルやいわゆる非認知的能力を育むことの重要性の指摘等を踏まえ、幼児の自発的な遊びを生み出すために必要な環境を構成することが求められる。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育課程の編成などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に幼児教育施設における教育の質の向上を図ること（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）が求められる。

### 施策の方向性

- ◆ 要領・指針等の趣旨及び内容への理解を深め、幼児が達成感を実感したり、課題に立ち向かう姿勢を身に付けたりする様々な教育活動の充実を促進します。
- ◆ 関係機関等との連携や地域の教育資源の活用等により、教育活動の一層の充実を促進します。
- ◆ 幼児の姿や地域の実情等を踏まえつつ、カリキュラム・マネジメントの確立を支援します。

## 施策の展開

### 1 幼児期において育みたい資質・能力の育成

#### 【道・道教委の取組】

- 市町村や幼児教育施設への助言や優れた実践事例の紹介、保育者への研修の実施により、要領・指針等の趣旨や内容の理解を促進するとともに、幼児の非認知的能力の育成をも含め、遊びを通じた総合的な指導を通じた教育の普及に努めます。
- 交通安全教育や自然体験活動など様々な取組において、関係機関等との連携や地域の教育資源の活用等により、教育活動が一層充実するよう促します。

#### 【市町村・市町村教委の取組】

- 研修等を通じて、保育者の幼児教育に対する理解を促すとともに、幼児の非認知的能力の育成を含めた、実践力の向上に対する支援が求められます。
- 幼児教育施設における教育活動の一層の充実のため、小学校をはじめ関係機関等との連携や地域資源の活用等について、支援することが求められます。

#### 【幼児教育施設の取組】

- 要領・指針等の趣旨を踏まえ、子どもの非認知的能力の育成を含め、遊びを通じた総合的な指導を通じた教育の実践を充実させることが求められます。
- 教育活動の一層の充実のため、小学校や関係機関等との一層の連携や地域資源の活用等が求められます。

### 2 カリキュラム・マネジメントの確立

#### 【道・道教委の取組】

- 市町村や施設への助言や優れた実践事例の紹介、保育者への研修の実施により、要領・指針等の趣旨を踏まえ、地域や施設の特徴を生かした教育課程等の適切な編成・実施及び各幼児教育施設のカリキュラム・マネジメントを促します。

#### 【市町村・市町村教委の取組】

- 市町村主催の研修や管内の幼児教育施設の園内研修の促進を通じて、教育課程等の適切な編成・実施ができるよう、助言等を行うことが求められます。

#### 【幼児教育施設の取組】

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や小学校の学びを念頭に置きながら、幼児の心身の調和のとれた発達を促すための教育課程等の編成・実施が求められます。

## 施策項目2 特別な教育的支援を必要とする幼児の教育

※ 特別支援学校幼稚部に在籍する幼児の教育については、「特別支援教育に関する基本方針」による。本項目では、幼稚園、認定こども園、保育所の通常の学級における特別な配慮が必要な子どもに対する教育・保育を中心に扱う。

### 現状と課題

- 公立幼稚園教諭における特別支援教育に関する園外研修の受講率は8割程度となっており、幼児教育施設において、全ての保育者が特別支援教育に関する知識・技能等を身に付けるための研修機会の確保や、研修内容の充実が求められている。
- 地域の保健・福祉や特別支援学校等との連携による「個別の教育支援計画」を作成・活用した入園前から卒園後までの切れ目のない一貫した指導や支援を行う体制の構築が求められている。
- 近年、発達障がいがあるなど、特別な教育的支援を必要とする幼児の割合は増加傾向にあり、特別な配慮を必要とする子ども一人一人への教育的ニーズに応じた指導や地域における相談・支援体制の充実を図る必要がある。

### 施策の方向性

- ◆ 幼児教育施設で特別支援教育に取り組む体制の構築や、園内研修の充実、園外研修への計画的な参加を促進します。
- ◆ 「個別の教育支援計画」等の作成・活用の推進を図るとともに、関係機関との情報共有や連携強化等を促進します。
- ◆ 教育相談・支援体制の構築については、関係機関の連携による地域の体制づくりを促進するほか、医療分野等との連携による保護者への理解・啓発、早期からの教育相談等の充実、教育課程等の工夫改善のための指導資料の発行等に取り組みます。

## 施策の展開

## 【道・道教委の取組】

- 特別な教育的支援を必要とする幼児の多様な教育的ニーズに対応できるよう、保育者を対象とした特別支援教育に関する研修を実施します。
- 幼児期等に市町村で作成される「支援ファイル」等と「個別の教育支援計画」との連携促進など、医療や保健福祉の分野と連携した保護者への理解・啓発を図るとともに、合理的配慮の内容を記した「個別の教育支援計画」の作成・活用を一層進め、本人・保護者と合意形成を図りながら、切れ目のない一貫した指導や支援を実現するための教育相談や支援体制の充実を図ります。
- 幼児の障がい等の状態や本人・保護者の教育的ニーズを踏まえた就学の実現に向け、早期からの十分な教育相談や支援が行われるよう、道立特別支援教育センターの教育相談や研修支援はもとより、教育局の専門家チームの相談機能を強化しながら、市町村教育委員会と児童相談所などの医療や保健福祉等、関係機関との連携による地域の体制づくりを促進します。

## 【市町村・市町村教委の取組】

- 保護者が子どもの障がいの状態に応じた「多様な学びの場」についての情報を得られるよう、市町村教育委員会や学校からの適切な情報発信や理解・啓発を行うことが求められます。
- 幼児期等に市町村で作成される「支援ファイル」等と「個別の教育支援計画」との連携促進など、医療や保健福祉等の分野と連携した保護者への理解・啓発を図るとともに、「個別の教育支援計画」等の作成・活用の促進や、幼児教育施設と小学校との引継ぎの体制づくりが求められます。
- 小学校（特別支援学校小学部）への就学に当たっては、市町村教育委員会が設置する教育支援委員会において、障がいのある幼児やその保護者の教育的ニーズの把握や、教育相談による支援が求められます。

## 【幼児教育施設の取組】

- 特別な教育的支援を必要とする幼児に対する指導の充実と保育者の指導力向上を図る園内研修の実施が求められます。
- 関係機関と連携した個別の教育支援計画の作成や、個別の指導計画を含めた小学校への引継ぎや情報交換の実施が求められます。
- 特別な教育的支援を必要とする幼児の教育的ニーズを的確に把握するとともに、指導や支援の充実に生かすことができるよう、保護者はもとより、医療や保健福祉等の関係機関との情報共有や連携強化が求められます。

## 施策項目3 幼保小連携の推進

### 現状と課題

- 幼児教育は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることから、幼児教育の改善・充実だけではなく、小学校教育との接続を一層強化することが重要であるが、子どもや教員の交流は進んでいるものの、教育課程の接続が十分であるとは言えない状況にある。
- 要領・指針等に新たに位置付けられた「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を幼児教育施設の保育者と小学校の教員が共有し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが求められる。
- 小学校において、幼児教育施設における教育活動を理解し、幼保小連携を推進することができる人材が求められる。

### 施策の方向性

- ◆ 幼児教育施設と小学校等との合同の研修の機会や、交流の機会の充実により、相互の教育活動を理解するとともに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」など相互の要領・指針等の趣旨について理解を促進します。
- ◆ 幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、幼児指導要録等を用いた引継ぎの徹底を促進します。

## 施策の展開

## 【道・道教委の取組】

- 市町村や幼児教育施設への助言や優れた実践事例の紹介、保育者への研修の実施、指導主事の小学校への指導訪問等により、幼児期において遊びを通して育まれてきたことが、小学校等以降の学びに円滑に接続するよう、幼児教育施設と小学校等の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有の促進や、幼児教育施設の意見を取り入れたスタートカリキュラムの作成及び実施についての普及に努めます。
- 小学校教員等の幼児教育理解促進のための施策を進めます。

## 【市町村・市町村教委の取組】

- 研修等を通じて、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた学びの連続性について域内の幼児教育施設と小学校との共有を図るための取組が求められます。
- 小学校区内すべての幼児教育施設と当該小学校との引継ぎの場の設定等を通じて、どの子どもも安心して小学校生活を送ることができるよう、各市町村にある幼児教育施設及び小学校の連携体制を整備することが求められます。

## 【幼児教育施設の取組】

- 小学校等との交流を年間指導計画に明確に位置付けるなど、連携に係る業務が一部の職員に偏らない組織としての体制整備を進めるとともに、小学校との引継ぎの際に幼児指導要録等を活用するなど小学校教育との接続の一層の強化が求められます。

## 【小学校等の取組】

- 幼児教育の特質の理解に努め、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、幼児教育施設からの意見を取り入れたスタートカリキュラムの作成や小学校区内のすべての幼児教育施設との引継ぎの実施等に努め、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえたスタートカリキュラムの作成・改善などの取組が求められます。

## 施策項目4 幼児理解に基づいた評価の実施

### 現状と課題

- 要領・指針等の改訂に伴い、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が幼児指導要録等の参考例として示されたことから、これらを踏まえた幼児に対する評価の観点を新たに加えることや、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものでないことなど、適切な評価の在り方について保育者が正しく理解することが求められる。
- 保育者は、自らの教育実践を振り返り、改善を図るとともに、日々の実践から幼児の評価の参考となる情報を蓄積するなど、評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすることが求められる。

### 施策の方向性

- ◆ 保育者が指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かせるようにします。
- ◆ 幼児教育施設が評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行うとともに、評価の内容を、組織的かつ計画的に、次年度又は小学校に適切に引継ぐことができるよう取組を支援します。



## 施策の展開

### 【道・道教委の取組】

- 市町村や幼児教育施設への助言や優れた実践事例の紹介、保育者への研修の実施により、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた幼児理解と評価の在り方等について保育者の理解の促進に努めます。
- 幼児教育施設における「指導過程の振り返りと指導の改善に関わる取組」、「幼児指導要録等を活用した引継ぎ」、「幼児指導要録等の記入の仕方」など、幼児教育の質の向上のための評価を推進する優れた取組の普及に努めます。

### 【市町村・市町村教委の取組】

- 市町村主催の研修や管内の幼児教育施設の園内研修の促進により、域内の幼児教育施設における評価状況を把握し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた幼児理解と評価の在り方について幼児教育施設及び小学校等の理解を促すとともに、域内の幼児教育施設と当該小学校との円滑な引継ぎの促進が求められます。

### 【幼児教育施設の取組】

- 保育者が、要領・指針等を踏まえた指導に基づく適切な評価を実施するとともに、評価記録を蓄積し、幼児指導要録等に評価結果を適切に記録し、小学校等との引継ぎに活用する取組が求められます。

## 施策項目5 学校評価等とPDCAサイクル

### 現状と課題

- 幼児の健やかな成長を保障する観点から、自己評価、学校関係者評価、第三者評価を実施するとともに、その結果を公表し、評価結果を踏まえ教育活動を改善することが求められる。
- 学校評価等の実施に際しては、全保育者が組織的に取り組み、幼児教育施設の方針等を踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら、指導計画に基づいて教育活動を展開することはもとより、教育の質の向上が求められる。

### 施策の方向性

- ◆ 幼児教育施設においては、日々の教育活動、その他の幼児教育施設の運営について評価を行い、その結果に基づき、幼児教育施設の運営の改善を図るために必要な措置を講ずるなどにより教育の質の向上に努めます。
- ◆ 自己評価、学校関係者評価、第三者評価の実施及び評価結果並びに評価の基盤となる幼児教育施設の経営方針などについての公表及び評価結果を踏まえた教育活動の改善を促進します。

## 施策の展開

### 【道・道教委の取組】

- 市町村や幼児教育施設への助言や優れた実践事例の紹介、保育者への研修の実施により、幼児教育施設における学校関係者評価、第三者評価の実施、並びに評価結果の保護者及び地域住民その他関係者への公表を促進します。
- 研修等を通じて幼児教育施設の全保育者によるカリキュラム・マネジメントや管理職の組織マネジメントに関する理解を促進します。

### 【市町村・市町村教委の取組】

- 幼児教育施設における学校関係者評価、第三者評価の実施を促進するとともに、評価結果の公表及び評価結果を踏まえた教育活動等の改善に向けた指導助言の充実が求められます。

### 【幼児教育施設の取組】

- 幼児教育施設の教育目標を踏まえた教育課程の実施状況や教育活動の成果を保護者や地域住民等に説明するとともに、教育に係る幼児教育施設内外の多様な意見を取り入れ、幼児教育施設の経営及び教育の内容や方法を改善することが求められます。
- 幼児教育施設の教育内容の質の向上を目指し、全保育者によるカリキュラム・マネジメントや管理職による組織マネジメントの正しい理解が求められます。

## 施策項目6 乳児保育、3歳未満児の保育

### 現状と課題

- 共働き家庭の増加による保育所利用児童の増加に伴い、乳児、3歳未満児の保育所利用児数も増加している中、保育者には、子どもの気持ちを受容し、応答的な触れ合いや言葉掛けを行うなど、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うことが求められている。
- 3歳未満児も「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いて育み、保育者は専門職として、子どもの発達過程に応じた学びの支援を生活や遊びの場面で適切に行うことが求められている。

### 施策の方向性

- ◆ 子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るための援助や関わりである「養護」と子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である「教育」を一体的に提供するため、双方の意義と実践に係る学びの機会を提供します。

### 施策の展開

#### 【道・道教委の取組】

- ・ 保育者が、乳児、満1歳以上満3歳未満児の保育に関する専門性をもち、愛情豊かで受容的・応答的な保育に努められるよう研修の実施や園内研修を支援する人材の派遣、優れた実践事例の紹介など適切な支援を行います。

#### 【市町村・市町村教委の取組】

- ・ 研修等を通じて、保育者の乳児、満1歳以上満3歳未満児の保育に関する専門性を高めるとともに、保護者による幼児教育施設に対する理解を促す支援が求められます。

#### 【幼児教育施設の取組】

- ・ 保育所保育指針等の趣旨を踏まえ、乳児、満1歳以上満3歳未満児の保育が愛情豊かで受容的・応答的な保育の実践を充実させることが求められます。



## 施策項目7 人材の養成・確保

### 現状と課題

- 道内の大学などで、保育者の養成が行われているが、地域の養成課程を有する大学・学部、高等教育機関においては、最新の知見に基づいた教育・研究が期待されることから、常に最新の情報の収集に努めることが求められる。
- 採用後の保育者が自身のキャリアプランをイメージして安心して前向きに働くことのできるような研修等の体制づくりが求められる。
- 本道の保育士などの有効求人倍率は、平成30年2月現在において、2.20倍と、全職種の1.16倍を大きく上回っており、担い手不足の現状があることから、保育者の処遇改善や労働環境の改善などが求められる。

### 施策の方向性

- ◆ 養成機関と連携し、子どもや子どもを取り巻く環境等の実態に対応できる保育者を育成します。
- ◆ 人材を確保するため、保育者の処遇改善、生産性向上を通じた労働負担の軽減のほか、保育者がキャリアプランをイメージし、安心・快適に働くことができる体制づくりを進めます。

## 施策の展開

### 1 人材の養成

#### 【道・道教委の取組】

- 道が行う研修や助言等さまざまな機会を通じて得られた保育者のニーズに関わる情報を、養成機関へ提供します。

#### 【養成機関の取組】

- 「北海道幼稚園教諭養成校協会」をはじめとする幼児教育関係団体等の連携により、幼稚園教諭、保育士及び保育教諭の養成はもとより、現職保育者の研修、並びに保育職の魅力の発信等について、協力体制を一層強化することが求められます。

### 2 人材の確保

#### 【道・道教委の取組】

- 福祉人材センターと連携しながら、離職保育士の登録制度などに取り組み、保育所等への早期復職を支援します。
- 保育者のキャリアアップのための研修の実施により、幼稚園、保育所及び認定こども園の保育者の処遇改善を図ります。  
また、保育者に対する処遇改善の取組について、学生、保護者、教職員などに広く周知し、理解を促進します。
- 高校生の職場体験などを通じて、保育者の仕事について、理解の促進を図ります。
- 幼稚園設置基準並びに保育所や幼保連携型認定こども園の職員配置基準の改善を国へ要望するなど、働きやすい職場環境づくりに努めます。

#### 【市町村・市町村教委の取組】

- 幼児教育施設に対し、運営費における処遇改善加算等を活用した保育者の処遇改善が求められます。

#### 【幼児教育施設の取組】

- 研修への計画的な参加促進等、保育者等のキャリアプランを念頭においた人材育成が求められます。
- 保育者が働きやすい職場環境づくりに向けた取組を進めるとともに、運営費における処遇改善加算等を活用した保育者の処遇改善を実施するなどの取組が求められます。

## 施策項目8 研修の充実

### 現状と課題

- 研修の参加目的が保育者の資質向上であるため、幼児教育施設の多様なニーズに対応した研修を実施することが求められる。また、研修参加の機会が特定の職員に偏ることなく、かつ参加した保育者が研修成果を共有し、組織として役立てることが重要である。
- 幼児教育施設においては、園内研修の実施回数が年 2～3 回にとどまる施設が多く、預かり保育や子育ての支援など教育課程以外の活動へのニーズの高まりから研修時間の確保が難しくなっている現状を踏まえ、保育者が計画的に研修等に参加できる体制の構築が求められる。
- また、園外研修の実施についても、道主催の研修については開催場所が限られており、週 6 日開所の保育所及び認定こども園の参加が少ないことから、開催方法を工夫するなどして、参加を促進する必要がある。
- 近年の幼児教育施設の小規模化を踏まえ、保育者の交流の機会を確保することが求められる。

### 施策の方向性

- ◆ 保育者がキャリアステージに応じた資質能力を身に付けられるよう研修体系の整備と研修内容の充実を図ります。
- ◆ ビデオ会議システムなどを活用した遠隔研修の充実なども含め、道内に点在する幼児教育施設の保育者が、参加しやすい研修体制を整備します。



## 施策の展開

## 1 園内研修の充実

## 【道・道教委の取組】

- 手引きの作成や指導・助言等を通して研修の充実を図ります。

## 【市町村・市町村教委の取組】

- 市町村内の幼児教育施設及び小学校との合同研修の機会の確保など、市町村の課題に対応した研修内容の充実が求められます。

## 【幼児教育施設の取組】

- 評価結果を踏まえた教育活動等の改善に向けた研修計画を作成するとともに、保育者の研修時間の確保が求められます。

## 2 園外研修の活用促進

## 【道・道教委の取組】

- 保育者のキャリアステージに応じた体系的な研修の実施や、ビデオ会議システムを活用した遠隔研修の実施、オンディマンド教材を活用した研修の実施に係る支援、研修の開催時期や日時を工夫するなどして、幼児教育施設のニーズを踏まえた研修内容の充実に努めるとともに、保育者が参加しやすい研修機会の確保を図ります。
- 道主催研修を管内単位など幼児教育施設の身近な場所で開催する機会を拡充するなどにより、幼児教育施設における人材育成を支援します。

## 【市町村・市町村教委の取組】

- 保育者に研修への積極的な参加を促進するとともに、幼児教育施設間や小学校との合同研修を実施するなど市町村の実情や課題を踏まえた研修体制の整備が求められます。

## 【幼児教育施設の取組】

- 保育者の資質向上のため、職員の計画的な育成に努めるとともに、保育者の研修機会の確保に努める。
- 研修へ参加した保育者による幼児教育施設内での研修成果を共有するなどして幼児教育の理解を深めることが重要です。

## 施策項目9 助言体制の充実

### 現状と課題

- 幼児教育施設においては、園内研修の実施回数が年 2～3 回にとどまる施設が多い。
- 各施設の要請に基づき園内研修を支援する人材を派遣することにより、全ての幼児教育施設において助言を受けられる体制が整えられることが重要であり、専門的知見や豊富な実践経験を有する人材の確保が求められる。

### 施策の方向性

- ◆ 幼児期における教育の質の向上のため、幼児教育施設に園内研修を支援する人材の計画的な育成・配置等など、幼児教育を推進する体制の充実に図ります。
- ◆ 特別支援教育センターの教育相談などを通じ、教育相談機能の充実に図ります。

施策の展開

【道・道教委の取組】

- 園内研修を支援する人材を各振興局（教育局）管内に配置し、幼児教育施設に対する助言体制の充実を図ります。  
また、園内研修を支援する人材の質を確保し、助言体制の高度化を図るための取組を推進します。

【市町村・市町村教委の取組】

- 市町村が幼児教育施設や小学校を対象として実施する研修会等に、園内研修を支援する人材などを積極的に活用することが求められます。

【幼児教育施設の取組】

- 園内研修を支援する人材の活用など、園内研修の充実が求められます。

## 施策項目10 家庭の教育力の向上

### 現状と課題

- 核家族化や人口減少による地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みを身近に相談できる相手がないといった家庭教育を行う上での課題が指摘されている。
- 大人のライフスタイルや子育てに関する価値観が多様化していることにより、子どもが戸外で遊ぶ機会や地域の人と触れ合う機会が減少するなど、幼児期の遊びや生活において経験差が見られることから、子どもの生活習慣づくりや親としてのかかわり方など、保護者がアクセスしやすい情報提供機会の充実が必要である。
- 児童虐待相談対応件数は増加しており、そのうち約4割が乳幼児期に発生していることから、幼児教育施設は関係機関との連携のもと、虐待の早期発見及び保護者等への適切な対応が求められる。

### 施策の方向性

- ◆ 市町村や関係団体、企業等との連携・協働による地域における家庭教育支援活動を支援します。
- ◆ 家庭教育及び子育てに関する学習機会や情報の提供、相談体制の充実を図ります。
- ◆ 家庭や地域、関係機関等との連携体制の確立を図るとともに、共に子どもを育てていくという視点に立った取組を推進します。

## 施策の展開

## 【道・道教委の取組】

- 市町村における、地域において家庭教育支援を担う人材の育成・資質向上など、家庭教育支援体制の充実に向けた取組を支援します。
- 関係団体や企業等の家庭教育支援の取組の普及に向け、北海道家庭教育サポート企業等における子育て環境づくりや家庭教育にかかわる啓発等の取組を促進します。
- 家庭における子どもの望ましい生活習慣の定着のための取組を促進します。
- 子育てに不安や悩みを持つ保護者をサポートする「子育てカウンセリング」事業や、いじめ・不登校などに悩む子どもや保護者をサポートする「子ども相談支援センター」事業による電話や電子メール、来所などの方法により、いつでも気軽に相談することができる機会の提供に取り組みます。
- 児童虐待の防止や危機管理対応に関わる正しい理解と認識を深めるために、保育者を対象とした研修等を行います。

## 【市町村・市町村教委の取組】

- 学校・家庭・地域が連携・協働し、保護者が子どもの望ましい生活習慣や学習習慣について学んだり、家庭教育に関する悩みを他の保護者と共有したりすることができる機会の提供が求められます。
- 子育て家庭の孤立化を防ぎ、健康な育成環境の確保を図るため、全ての家庭への訪問時や乳幼児健診時において、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報や適切なサービスを提供する取組が求められます。
- 多くの保護者が集まる機会を活用した、ブックスタート事業など子育て講座の充実が求められます。

## 【幼児教育施設の取組】

- 幼児教育施設での相談機能を強化し、虐待の未然防止、早期発見、並びに、虐待の可能性のある状況を発見した場合における福祉・医療等の関係諸機関との連携が求められます。

## 施策項目11 子育て支援の充実

### 現状と課題

- これまで、保育の受け皿を計画的に整備してきたが、今後働く女性の増加が見込まれる中、保護者のニーズに即した多様な保育サービスの確保が求められている。
- 核家族化が進行する中で子育ての負担感も増しており、保護者が幼児教育施設とともに幼児を育てるという意識を高める取組や子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう地域全体で子育てを支援する取組が求められている。
- 幼児教育施設が地域において、幼児期の教育に関する相談機能を一層果たしていく観点から、心理士、小児保健の専門家、幼児教育アドバイザーなどの活用や地域の保護者と連携・協働しながら、施設と家庭・地域が一体となって幼児と関わる取組を行うことが求められている。

### 施策の方向性

- ◆ 市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画及び子育て安心プランに基づく保育所等の計画的な整備や子育て支援の充実に努めます。
- ◆ 地域内において子育て中の保護者が交流する場を設置するなど、保護者の子育てに対する負担感の軽減に向けた取組の充実に努めます。
- ◆ 家庭や地域社会と連携した子育て支援ネットワーク体制の確立と、家庭教育を通じた乳幼児からの子育て支援の充実に努めます。
- ◆ 家庭や地域、関係機関等との子育てに関わる連携体制の確立を促進するとともに、共に子どもを育てていくという視点に立った連携を推進します。

## 施策の展開

### 1 幼児教育施設における子育て支援

#### 【道・道教委の取組】

- ・ 市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づく保育等のサービス量の確保のため、市町村による保育所等の整備を支援します。
- ・ 幼児教育施設が地域の保護者に対する相談機能など地域におけるセンター機能を果たすことができるよう好事例の普及・啓発を行います。

#### 【市町村・市町村教委の取組】

- ・ 地域のニーズを踏まえた保育の受け皿整備が求められます。
- ・ 幼児教育施設が行う保護者に対する教育相談や情報提供等に対する支援や、幼児教育施設と地域の関係機関とのネットワーク形成についての支援が求められます。
- ・ 幼児教育施設における教育活動、子育て支援活動に関する住民への情報提供が求められます。

#### 【幼児教育施設の取組】

- ・ 預かり保育又は延長保育の推進や、地域の保護者に対する相談機能など地域の子育て支援の拠点としての役割のほか、幼児の生活の連続性を踏まえた望ましい生活習慣の形成が求められます。
- ・ 地域の行事への参加や異世代間の交流などを通じた地域との協力関係の構築が求められます。
- ・ 幼児教育施設での相談機能を強化し、福祉・医療等の関係諸機関との連携が求められます。

### 2 地域における子育て支援

#### 【道・道教委の取組】

- ・ 子育て中の保護者が相互に交流し、子育てに関する相談、情報共有などの援助を受けられるなど、市町村が実施する地域における子育て支援の取組を支援します。
- ・ 子どもたちが地域とのつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう、学習支援や食事の提供などを行う地域の居場所づくりを推進します。

#### 【市町村・市町村教委の取組】

- ・ 幼児期の子どもを対象に広げた放課後子供教室の実施や幼児教育施設の教育活動との連携を図った地域学校協働活動の推進が求められます。
- ・ 地域における幼児期から子どもの育ちを一体的に考える場として幼稚園等を含めた学校へのコミュニティ・スクールの導入や、公民館や児童館等を活用した多様な活動への支援が求められます。

## 施策項目12 研修、助言及び情報提供等の体制整備

### 現状と課題

- 本道においては、広域分散型の地域特性を踏まえ、地域に応じた課題やニーズを踏まえた研修、助言及び情報提供、調査研究その他必要な施策を総合的に実施するための拠点としての機能を担う体制の整備が求められている。
- 市町村においては、質の高い幼児教育をすべての子どもに提供する観点から、首長部局と教育委員会など関連部局間の一層の連携が求められる。
- 大学等の養成機関においては、幼児教育を対象とした多様な研究が行われているが、その成果の幼児教育施設への普及については必ずしも十分とはいえないことから、養成機関と幼児教育研究団体等の一層の連携が求められる。

### 施策の方向性

- ◆ 広域な本道において、保育者が参加しやすい研修や助言の充実、事例収集や情報提供など教育の質の向上に向けた取組を促進するための体制を整備します。
- ◆ 養成機関や幼児教育研究団体、並びに道立教育研究所や特別支援教育センター等と連携し、本道幼児教育の課題を踏まえ、教材の開発や研修に関わる調査研究を行い、その成果を広く普及します。



## 施策の展開

### 【道・道教委の取組】

- 道や道教委が実施する研修や園内研修を支援する人材などによる助言等の機会を通じ、本方針の趣旨・内容の理解促進を図ります。
- 知事部局と教育委員会など関連部局間における連携の強化を図ります。
- 道主催研修を管内単位など幼児教育施設の身近な場所で開催する機会を拡充するなどにより、幼児教育施設における人材育成を支援します。
- 幼児教育を一元的に取り扱うポータルサイト等を開設し情報を提供するとともに、幼児教育施設間で連携し研修を行ったり、教育の在り方について考えたりする場の設定の促進に努めます。
- 大学等の養成機関と連携しながら、本道の課題を踏まえた教材の開発や研修体制の充実に関わる調査研究及びその成果の普及を行います。

### 【市町村・市町村教委の取組】

- 首長部局と教育委員会など関連部局間における連携の強化や業務の一元化など、保護者や幼児教育施設等に対しきめ細かな対応を行うことができる体制が求められます。
- 幼児教育を一元的に取り扱うポータルサイトの開設等により情報提供を行うとともに、幼児教育施設や小学校間の教育に関する情報の共有など、域内の幼児教育施設間の連携に努めることが求められます。